

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)5月19日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

札幌市建築基準法施行条例(昭和35年条例第23号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第9条第2号中「第129条第1項第2号ロ」を「第128条の5第1項第2号ロ」に改める。
- (2) 第24条第1項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。
- (3) 第74条の5第1項第1号中「16,000円」の次に「(小荷物専用昇降機(令第146条第1項第2号の小荷物専用昇降機をいう。以下同じ。)を設置する場合にあつては、10,000円)」を加え、同項第2号中「9,000円」の次に「(小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、6,000円)」を加え、同条第2項第1号中「16,000円」の次に「(小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、10,000円)」を加え、同項第2号中「9,000円」の次に「(小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、6,000円)」を加える。
- (4) 第74条の7第1項及び第2項中「21,000円」の次に「(小荷物専用昇降機にあつては、13,000円)」を加える。
- (5) 第76条の4中「、又は」を「若しくは」に改め、「造られたもの」の次に「又は特定避難時間倒壊等防止建築物(令第109条の2の2に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物をいう。以下同じ。)であるもの」を加え、「第129条の2第2項」を「第129条第2項」に改める。
- (6) 第76条の5中「、又は」を「若しくは」に改め、「造られたもの」の次に「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を加え、「第129条の2

の2第2項」を「第129条の2第2項」に改める。

- (7) 別表2特別工業地区の項第2号中「学校」の次に「(幼保連携型認定こども園を除く。)」を加え、同項第3号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同項第12号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの」に改め、同項第13号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表第一種小売店舗地区の項第2号中「学校」の次に「(幼保連携型認定こども園を除く。)」を加え、同項第3号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同項第10号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)」に、「に係る客席の部分」を「の用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)」に改め、同項第11号中「部分」の次に「(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)」を加え、同項第12号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項第13号中「第130条の9の2」を「第130条の9の3」に改め、同表第二種小売店舗地区の項第3号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)」に改め、同項第4号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項第5号中「第130条の9の2」を「第130条の9の3」に改め、同表第三種小売店舗地区の項第1号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)」に改め、同項第3号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項第4号中「第130条の9の2」を「第130条の9の3」に改め、同表第四種小売店舗地区の項第3号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)」に改め、同項第5号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項第6号中「第130条の9の2」を「第130条の9の3」に改め、同表第一種特別業務地区の項第2号中「学校」の次に「(幼保連携型認定こども園を除く。)」を加え、同項第3号中「身体障害者福祉ホーム」

項第2号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改め、同項第3号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表第三種特別業務地区の項第2号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改め、同項第4号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表第一種職住共存地区の項第4号及び第二種職住共存地区の項第3号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同表大規模集客施設制限地区の項第1号中「のうち客席の部分」を「の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の改正規定（「学校」の次に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える部分及び「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める部分を除く。）は、平成28年6月23日から施行する。
- 2 改正後の第74条の5及び第74条の7の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

#### （理 由）

建築基準法等の一部改正に伴い、特別用途地区における建築物の用途に関する制限を変更するほか、小荷物専用昇降機の確認申請等に関する手数料を定める等のため、本案を提出する。